

## 鳥獣飼養登録及び販売禁止鳥獣等の販売許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第2条別表第32号に規定する事務に関し必要な事項を定めるものとする。なお、本事務の処理に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」（平成14年環境省令第28号）並びにその他の関係法令及び法に基づき知事が樹立した鳥獣保護事務計画に基づくものとする。

(登録申請等)

第2条 条例別表第32号イの規定による鳥獣の飼養登録票の交付を受けようとする者は、鳥獣飼養登録申請書（別記第1号様式）を法第9条第7項の鳥獣捕獲許可書の有効期間満了後30日以内に次に掲げる書類を添えて、千葉市長に提出しなければならない。

一 住民票

二 当該鳥獣に係る法第9条第7項の鳥獣捕獲許可証の写し

② 条例別表第32号リの規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けようとする者は、販売禁止鳥獣等販売許可申請書（別記第5号様式）を千葉市長に提出しなければならない。

③ 条例別表第32号ホの規定による鳥獣を譲り受け又は引き受けた者は、飼養鳥獣譲受（引受）届出書（別記第4号様式）を譲渡しのあった日から30日以内に登録票を添えて千葉市長に提出しなければならない。

④ 条例別表第32号ハの規定による鳥獣の飼養登録票の有効期間を更新しようとする者は、鳥獣飼養登録有効期間更新申請書（別記第2号様式）に現に保有する登録票を添えて、千葉市長に提出しなければならない。

なお、有効期間更新申請の受付期間は登録票の有効期間満了日の30日前からとする。

⑤ 条例別表第32号ソの規定による鳥獣飼養登録票の交付を受けた者が住所、氏名等を変更した場合は、鳥獣飼養登録票の住所・氏名等変更届出書（別記第7号様式）を変更のあった日から2週間以内に登録票を添えて住所地（住所の変更については変更後の住所地）の市町村長に提出しなければならない。

⑥ 条例別表第32号ツの規定による鳥獣の飼養登録票を亡失した者は、鳥獣飼養登録票亡失届出書（別記第8号様式）により遅滞なく千葉市長に届出なければならない。

⑦ 条例別表第32号ニの規定による鳥獣の飼養登録票の再交付を受けようとする者は、鳥獣飼養登録票再交付申請書（別記第3号様式）により千葉市長に申請しなければならない。

- ⑧ 条例別表第 32 号ヲの規定による販売禁止鳥獣等の販売許可証の再交付を受けようとする者は、販売禁止鳥獣等販売許可証再交付申請書（別記第 6 号様式）により千葉市長に申請しなければならない。
- ⑨ 条例別表第 32 号ネの規定による販売禁止鳥獣等の販売許可証の交付を受けた者が住所、氏名等を変更した場合は、販売禁止鳥獣等販売許可証の住所・氏名等変更届出書（別記第 9 号様式）を変更のあった日から 2 週間以内に許可証を添えて住所地（住所の変更については変更後の住所地）の市町村長に提出しなければならない。
- ⑩ 条例別表第 32 号ナの規定による販売禁止鳥獣等の販売許可証を亡失した者は、販売禁止鳥獣等販売許可証亡失届出書（別記第 10 号様式）により遅滞なく千葉市長に届出なければならない。

（登録票の返納）

第 3 条 条例別表第 32 号への規定による鳥獣の飼養登録票を返納しようとする者は、登録票の効力を失った日から 30 日以内に交付を受けた市町村長に返納しなければならない。

また、登録票の再交付後旧登録票を発見し又は回復した場合は、すみやかに再交付を受けた市町村長に旧登録票を返納しなければならない。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

(別記第1号様式)

鳥 獣 飼 養 登 録 申 請 書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により申請します。

記

1 登録の更新を受けようとする鳥獣の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

(注)「数量」欄は、オス、メス別に記載すること。

2 登録の申請の事由

3 捕獲許可の内容

捕獲許可番号	
捕獲許可の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
捕獲の目的	
捕獲年月日	年 月 日
捕獲場所	

収入証紙貼付欄

(※手数料の定めのない場合は、この欄は不要。)

(注)「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第2号様式)

鳥獣飼養登録有効期間更新申請書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により申請します。

記

1 登録の更新を受けようとする鳥獣の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

(注)「数量」欄は、オス、メス別に記載すること。

2 登録の更新の事由

3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登録の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

収入証紙貼付欄

(※手数料の定めのない場合は、この欄は不要。)

(注)「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第3号様式)

鳥 獣 飼 養 登 録 票 再 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情
- 3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

収入証紙貼付欄

(※手数料の定めのない場合は、この欄は不要。)

(注)「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第4号様式)

飼養登録鳥獣譲受（引受）届出書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、登録鳥獣を譲受け（引受け）たので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により届け出ます。

記

1 登録鳥獣を譲受け（引き受け）た年月日 年 月 日

2 登録鳥獣を譲受け（引き受け）た事由

3 譲受け（引受け）た登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登 録 番 号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

4 譲渡し（引渡し）た者の住所・氏名

5 譲渡し（引渡し）た理由及びその価格

注 1 「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

2 「譲り渡し（引き渡し）た者の住所・氏名」欄について、譲渡し者が法人の場合は、譲渡し者の法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第5号様式)

販売禁止鳥獣等販売許可申請書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第24条第11項において準用する同法第19条第2項の規定により申請します。

記

1 販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類及び数量

鳥 獣 名	数 量	摘 要

(注)「適用」欄には、人工増殖したものか、野生のものかの何れかを記載すること。  
ただし、加工品については記載を要しない。

2 販売しようとする販売禁止鳥獣等の所在地

3 許可を受けようとする事由

(注) 法第24条及び同法施行規則第23条に規定する目的に該当する目的を記載すること。

4 その他

(1) 販売予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

(2) 現在飼育中の種類別数量

鳥 獣 名	数 量

(注)「数量」欄には、オス、メス別に記載すること。

(3) 種鳥等種類別入手先 (住所、氏名、名称、電話番号)

収入証紙貼付欄

(※手数料の定めのない場合は、この欄は不要。)

(注) 1 「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。  
2 「種鳥等種類別入手先」欄について、種鳥等種類別入手先が法人の場合は、法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第 6 号様式)

販売禁止鳥獣等販売許可証再交付申請書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、販売禁止鳥獣等の販売許可証の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 4 条第 6 項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情
- 3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

収入証紙貼付欄

(※手数料の定めのない場合は、この欄は不要。)

(注)「申請者」欄について、申請者が法人の場合は、申請者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第7号様式)

鳥獣飼養登録票の住所・氏名等変更届出書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、住所（氏名）を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条第5項の規定により届け出ます。

記

住所	新	
	旧	
氏名	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日
現に受けている登録の内容	鳥獣名	
	登録番号	
	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注)「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第8号様式)

鳥 獣 飼 養 登 録 票 亡 失 届 出 書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所

氏名

生年月日

職業

次のとおり、鳥獣の飼養の登録票を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第20条第6項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情
- 3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注)「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第9号様式)

販売禁止鳥獣等販売許可証の住所・氏名等変更届出書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所  
氏名  
生年月日  
職業

次のとおり、住所（氏名）を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第5項の規定により届け出ます。

記

住所	新	
	旧	
氏名	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日
現に受けている登録の内容	鳥獣名	
	登録番号	
	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注)「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。

(別記第10号様式)

販売禁止鳥獣等販売許可証亡失届出書

平成 年 月 日

千葉市長 様

住所

氏名

生年月日

職業

次のとおり、販売禁止鳥獣等販売許可証を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第24条第6項の規定により申請します。

記

- 1 亡失又は滅失した年月日 年 月 日
- 2 再交付申請の事情
- 3 現に受けている登録鳥獣の内容

鳥 獣 名	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

(注)「届出者」欄について、届出者が法人の場合は、届出者の住所、氏名欄のみ記載することとし、氏名欄には法人の名称及び代表者名を記載すること。